



この条例におけるその他の取り組み

建築物への取組はありますか？

- 建築物の新築又は増築しようとする者は、再生可能エネルギーの導入に努めていただきます。
- 建築物の新築又は増築を業として行う者は、建築工事の発注者に対し、当該建築物への再生可能エネルギーの導入等について、情報の提供に努めていただきます。
- 府は、建築物の新築又は増築を業として行う者に対し、再生可能エネルギーに関する知識の普及等の支援を行います。
- 延床面積が 2,000 m²以上の建築物の新築又は増築しようとする者は、再生可能エネルギーを利用するための設備を導入していただきます。また、再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備の導入に努めていただきます。



府内に電気を供給している事業者への取組はありますか？

- 府内に電気を供給している事業者は、再生可能エネルギーの供給量の拡大を図るための計画書を作成し、知事に提出していただきます。

京都府の再生可能エネルギーに関する取組はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/energy/index.html>



■お問い合わせ■ 京都府環境部エネルギー政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4298
 FAX 075-414-4705
 メール energy@pref.kyoto.lg.jp

導入等の促進に関する条例

再生可能エネルギーの

京都府



再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策の推進と地域社会、地域経済の健全な発展を目指す条例です。

自立型の再生可能エネルギー設備の導入を行う事業者や地域住民と協働する団体についての税制優遇など、先進的な内容を盛り込むことで、再生可能エネルギーの導入をさらに進めていきます。



エネルギーを上手に利用しよう

どうしてこの条例が必要なの？

私たちが安心して暮らし、活力ある地域経済が営まれていくためには、安全で安定的で経済性に優れたエネルギーの確保が必要であり、大規模災害など気候変動による影響が深刻となる中で、エネルギー利用の効率化とともに、地球温暖化防止に資する低炭素型のエネルギー構造に転換していくことが急務となっています。

このような状況の中で、再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林など地域に賦存する自然資源を起源とする持続可能なエネルギーであり、総量が豊富で、温室効果ガスを排出せず、災害など非常時にも利用可能な自立型エネルギーとして注目されています。

京都府では、再生可能エネルギーの導入だけでなく、それらを効率的・自立的に利用するための設備の導入促進を目指すとともに、地域資源を活用して創出されるエネルギーが地域で利用されることにより、地域社会及び地域経済の健全な発展を目指し、条例を制定しました。



再生可能エネルギーってなに？

太陽光 


太陽の光エネルギーを太陽電池によって電気を作りだします。

風力 

風のでプロペラをまわし、その回転運動によって発電機で電気を作りだします。

水力 

水の流れるエネルギーでタービンを回して電気を作りだします。

太陽熱 

太陽の熱エネルギーを利用してお湯をつくり、給湯や暖房、冷房などに使うことができます。

バイオマス 

動植物などの生物資源をエネルギー源にして電気や熱をつくりだします。

地熱 

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、電気や熱をつくりだします。

この条例の主なポイントはなに？

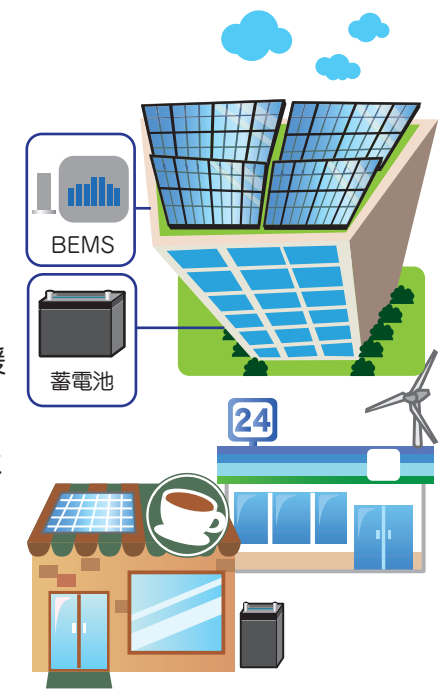
1 個人の方

- 総合相談・支援体制を整備
 - ・総合相談窓口の開設
 - ・再生可能エネルギーや省エネルギーについて、身近に相談できる人材の育成
- 住宅への再生可能エネルギー設備等の導入促進
 - ・住宅への再生可能エネルギー設備等の導入に対する支援制度（融資など）
 - ・建築事業者による施主への情報提供の仕組みの構築



2 事業者の方

- 自立型再生可能エネルギー設備※の導入促進
 - ・中小企業者等による自立型再生可能エネルギー設備を導入する計画の認定制度
 - ・認定された計画に基づき導入された設備の取得にかかる支援制度（税制優遇（法人・個人事業税の減免）及び補助金）
 - ・中小企業者等による自立型再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援制度（専門家派遣など）
- ※ 再生可能エネルギー設備とEMS（エネルギーマネジメントシステム）又は蓄電池を組み合わせた設備



3 地域で活動する方

- 地域協働による再生可能エネルギー設備の導入促進
 - ・地域住民と協働して再生可能エネルギー設備の導入を支援する団体の登録制度
 - ・登録を受けた団体に対する税制優遇制度（法人府民税（均等割）及び不動産取得税の免除）
 - ・地域協働で再生可能エネルギー設備を導入する団体に対し自立型再生可能エネルギー設備を導入する計画の認定制度
 - ・認定された計画に基づき導入された設備の取得にかかる支援制度（税制優遇（法人事業税の減免）及び補助金）

